

# 教員による虐待防ぐ法律を

## NPOが文科省へ意見書

### 救済機関の必要性も訴え

教員による児童・生徒への暴行・体罰、性犯罪・わいせつ行為が問題化する中、千葉県内のNPOが昨年12月、教員による児童・生徒への虐待を禁止するよう法整備を求める意見書を文科省に提出した。提出を受けた文科省児童生徒課では「考えていく必要がある」と応じたという。一部の自治体では、この問題に関し、児童・生徒を救済する機関を設けたり、性犯罪について児童・生徒が学ぶ機会を設けたりする動きが出ている。



NPO千葉こどもサポートネットの米田理事長

今回の意見書は、この問題に関して相談を受け、解決を目指す活動などを続けているNPO法人千葉こどもサポートネット(米田修理事長)がまとめた。

児童・生徒らの権利に配慮すること、文科省が定める適正手続きに従うことを求めた。

体罰に加え、児童・生徒の品位を傷つけることも禁止事項として挙げている。

近年、問題化している事態へのより直接的な対応として、新しい条文を設け、「校長・教員は、いかなる場合でも、児童・生徒の心身に有害な影響を及ぼす虐待行為をしてはならない」とし、具体的には暴行、わいせつ行為、ネグレクト、暴言などを挙げた。

「児童等への懲戒」を定めた学校教育法を改正するよう求めている。罰則規定の必要性には触れていない。

現行の学校教育法では、「懲戒」に関して、「教育上必要がある」と認めるときは(中略)生徒及び児童に懲戒を加えることができる」と同時に、「体罰を加えることはできない」と規定している。

意見書では、「懲戒を加えることができる」という規定を残した上で、懲戒を加える際には、

教員になれるようにすることの是非についての議論が先行していることへの疑問を投げ掛けた。千葉県はこれに先立つ平成17年に、堂本睦子知事(当時)の下、子どもからの相談に応じ、解決に向けて検討する「子どものためのオンブズパーソン委員

### 授業で性暴力扱う自治体も

記者会見には、この意見書の賛同人として未富芳・日本大

学教授が出席した。未富教授は、「子どもを根底から大切に法律」が必要だとして、日本財団が昨年9月に「子ども基本法」の制定を求めた提言を紹介した。

この提言では、「国レベルの独立した子どもの権利擁護機関」に関する構想を盛り込んでいる。

会」の設置が課題として上がったが、実現しなかった。今回の意見書も、子どもの人権を守るための第三者機関の必要性に触れている。

全国では、「子どもオンブズマン」などの名で制度化している自治体がある。その一つが兵

併せて未富教授は、福岡県が平成31年に定めた「性暴力根絶条例」に言及。「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」の名で議員提案により制定された。

基本理念として「子どもを性暴力から守らなければならない」を掲げ、公立学校では、児童・生徒に対して、「発達の段階に応じた性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育を行う」としている。

この条例に基づき、性暴力・性被害などに関する研修を設けて「性暴力対策アドバイザー」を養成。本年度から、小・中学校、高校などに派遣して児童・生徒向けの授業を始めた。

令和4年度には、全公立校で

庫県川西市。「子どもの人権オンブズパーソン」の名で、体罰、虐待などで苦しんでいる子どもたちを助ける。市の条例で平成10年に制度化。弁護士や心理学者の協力を得て、子どもたちからの相談に乗るなどしている。

このような授業を行う方針。本年度は、先行実施として約30校で80回程度の授業を実施するとしている。

性犯罪に関する教育は、政府が昨年6月にまとめた「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」で、性暴力の加害者や被害者にならないようにするための教育・啓発を学校で行うことを掲げている。

関係省庁が教材開発などを進め、来年度以降、実施するとしている。福岡県はこれに先立ち実施する。

同県では同時に被害者救済に力を入れている。「性暴力被害者支援センター・ふくおか」の名で福岡市、北九州市と共に、被害者を保護し、支援してきた。



日本大学の未富教授